

2008WEM
クリーン・エナジー・アライアンス事務局
2008年3月25日

公式通知 No. 1

ワールド・エコノ・ムーブ大会競技委員会
会長 山本久博

《通知事項》

実施規定の一部改訂（追加）について

記

実施規定の

第4章 車両規則

第32条 電装品及び他のエネルギー源

- 3 但し、スピードメーター、燃料電池部門にあつては燃料電池及び水素ポンベの温度管理用に使用するボタン電池、大会が認めたデータログに使用する電池、いずれも独立配線が確認できるものに限り搭載可とする。

理由：燃料電池部門で大同メタルより、自社製燃料電池のメンテナンス上データログを取りつきたい旨要請があり、メーカー配布のデータログに限り認めることにした。